

「I o T推進のための新産業モデル創出基盤整備事業  
（ライフデータ解析を用いた健康増進モデル事業）  
におけるライフデータを用いた健康増進モデル実証事業」  
に係る公募要領

平成28年4月

一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム

「IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ライフデータ解析を用いた健康増進モデル事業）におけるライフデータを用いた健康増進モデル実証事業」に係る公募について

一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム（以下「JBIC」という。）は、経済産業省から受託した平成27年度「IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ライフデータ解析を用いた健康増進モデル事業）」において、ライフデータを用いた健康増進モデル実証事業を実施する機関を公募します。

この実証事業の実施を希望される方は、本要領に従い応募ください。

## 1. 件名

「ライフデータを用いた健康増進モデル実証事業」

実証事業①複数のリスク因子を効率的に見いだす候補探索法の実証

実証事業②ライフデータの秘密計算技術の社会実装に向けた実証

## 2. 事業概要

### （1）背景・目的

近年、ゲノム情報を含む健康・医療情報（ライフデータ）の収集が急速に進み、様々な産業分野での有効活用が期待されている。しかしながら、現状では多くのライフデータの中から健康や疾患等のリスク要因となる情報を効率よく見いだす方法は限定されている。また、ライフデータは、病院・研究機関等に分散して蓄積されているが、散在する膨大なデータを、プライバシーを保護しつつ効率的に扱う基盤技術が整備されていない。

本事業では、このような現状の課題の克服を可能にする技術の実証を行うとともに、当該技術の有用性や適正な利用方法の社会理解を深めながら、当該技術の普及・社会実装を推し進める。

### （2）事業内容

本事業では、上記の事業目的の実現に向けて、以下の①、②のテーマについて実証事業を実施します。（具体的な仕様は別添資料1参照）

#### ① 複数のリスク因子を効率的に見いだす候補探索法の実証

最新の統計手法をゲノムワイド関連解析法（疾患・体質等に関わる遺伝子マーカーを、全ゲノムを対象に網羅的に検索する方法）に導入し、疾患・体質等に関わる複数のリスク因子を現実的な計算資源を用いて効率的に見いだす候補探索法の実証。

## ②ライフデータの秘密計算技術の社会実装に向けた実証

様々な種類のデータ検索に応用可能な秘匿類似検索技術（秘密計算技術を利用したデータベースの検索技術）を適切なプラットフォームに導入し、秘密計算技術の社会実装に向けた実証。

## (3) 事業期間

契約締結日から平成29年3月15日まで

## (4) 事業規模

事業額は1事業当たり上限を8千万円（税込）とし、約2件で1.6億円（税込）を想定しています。

## 3. 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業の実施によって、知的財産権を得た場合には、その旨を遅滞なく当会に報告する等を要件として、産業技術力強化法第19条に基づき、当会及び経済産業省は当該知的財産権を譲り受けないこととします。また、当該知的財産権の取扱いについては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月）を踏まえることとし、詳細については当会及び経済産業省と協議するものとします。

（注）委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン

<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002-1.pdf>

## 4. 応募要件

応募資格のある法人は、次の①～⑦までに示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等（大学、研究機関を含む）とします。

- ① 企業、民間団体など、本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結できること。
- ② 委託契約の締結に当たっては、当会から提示する委託契約書に合意できること。
- ③ 当会が委託をする上で必要とする手続きに適切に対応できる能力や体制を有すること。
- ④ 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ⑤ 事業計画の遂行に必要な組織、人員、設備及び施設等を有すること。
- ⑥ 複数の者で共同実施するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。

- ⑦ 日本に拠点を有していること。
- ⑧ 事業実施中は、経済産業省及び本会に設置される有識者会議やタスクフォースに協力し、助言等に従うこと。
- ⑨ 事業終了後も、実証事業の成果の普及のため、経済産業省に協力すること。

## 5. 提案書の様式

提案書は、別添資料2に基づいて作成してください。

提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本とします。

研究経歴書は、別添資料3に基づいて作成してください。

提出する書類は、箱ファイル、紙ファイル等を使用せず、1式ずつダブルクリップ止めで封筒等に入れてご提出ください。

## 6. 提案書の提出部数

提案書の提出部数は、正（表紙に代表者印を捺印した提案書一式）1部、写（先のコピー）10部とします。併せて、提案書のwordファイルを保存したCDも1枚提出してください。

また、提案書の提出時に別添資料4「提案書受理票」1部を提出してください。

## 7. 提案書の添付書類

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ① 会社経歴書 1部
- ② 最近の事業報告書（1年分） 1部
- ③ 直近の事業報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書） 1部
- ④ 当会から提示された契約書（案）に合意することが委託先選定の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書3部（正1部、副2部）を添付してください。

## 8. 提出期限及び提出先

- (1) 公募期間：平成28年4月8日（金）から平成28年5月9日（月）
- (2) 提出期限：平成28年5月9日（月）正午必着
- (3) 提出先： 〒135-8073 東京都江東区青海2-4-32 TIME24ビル10F  
一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム 戦略企画本部  
担当： 川田・高嶋  
E-mail： [iot@jbic.or.jp](mailto:iot@jbic.or.jp)  
電話： 03-5531-8553  
FAX： 03-5531-1560

(4) 提出方法：持参又は郵送・宅配便等により提出してください。

※FAX 及び電子メールによる提出は受け付ません。

※郵送等する場合は、発送時に発送した旨を、上記の提出先まで E-mail にてご一報ください。郵送の場合は封筒に『提案書在中』と朱書して下さい。

## 9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。

説明会への出席は事前登録制といたしますので出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL・FAX 番号、及び電子メールアドレス）を明記のうえ、以下の E-mail 宛先に御連絡ください。

連絡先 (E-mail) : [iot@jbic.or.jp](mailto:iot@jbic.or.jp)

〒135-8073 東京都江東区青海 2-4-32 TIME24 ビル 10F

一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム 戦略企画本部

担当：川田・高嶋

電話：03-5531-8553

FAX：03-5531-1560

日時：平成 28 年 4 月 19 日（火） 14 時～15 時

場所：経済産業省本館9階 西8共用会議室

※会議室スペースの関係により、事前申込みいただく際は各企業等からの参加者は1～2名に限定して、お願いします。

## 10. スケジュール

平成28年 4月 8日（金）： 公募開始

4月19日（火）： 公募説明会

5月 9日（月）： 公募締め切り

5月中旬（予定）：採択審査委員会（外部有識者による審査）

※必要に応じてヒアリングを行うことを予定しております。

5月中旬（予定）：委託先決定

5月末（予定）：契約

### 1 1. 提案書の受理

- ① 応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 提案書提出の際は、提案書様式の最後にある提案書受理票に必要事項を記入して、提案書とは別にして、合わせてご提出下さい。追って受理票をお返しします。
- ③ 受理した提案書は返却できませんので、予めご了承ください。
- ④ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますのでご了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたしません。

### 1 2. 秘密の保持

提案書、その他の書類は、当該事業の委託先の選定のためにだけ使用します。

提案書の個人情報、知的財産権に係る情報に考慮し、審査内容については公表しません。また、同様に審査内容等に関する照会には応じません。

### 1 3. 審査の方法

委託先の選定は、受理した提案書及び添付資料等を基に、外部有識者による採択審査委員会にて審査します。

応募期間締切後に、書面審査を行い、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。また、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

委託先を選考する際の審査項目と基準は、以下のとおりです。

- ① 「4.」の応募要件を満たしているか。
- ② 提案内容が、「2.」本事業の目的に合致しているか。
- ③ 提案された実証事業の目標は適切か。
- ④ 提案された実証事業に用いる技術に優位性、新規性はあるか。
- ⑤ 提案された実証事業の内容は明確になっているか。
- ⑥ 提案された実証事業の成果の普及・実用化の実現可能性はあるか。
- ⑦ 応募者は以下の観点で本実証事業を遂行するための高い能力を有しているか。
  - ・ 実施体制
  - ・ 関連分野での開発等の実績
  - ・ 当該開発に必要な研究員の確保
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

#### 14. 委託先の公表及び通知

採択した案件（実施者名、事業概要）はJBICのホームページ等で公開します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### 15. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ 平成24年10月17日改正）を踏まえ、本事業の委託元である経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複（注1）及び過度の集中（注2）が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

（注1）「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

（注2）「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

#### 16. 研究活動の不正行為への対応

##### （1）研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為

への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定)(以下「不正行為指針」という。)に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者(当会および当会からの委託先事業者)は研究機関として必要な措置を講じることとします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続きにあたって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育(※1)の実施状況について確認(※2)をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

(※1)申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために～経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止～」注を参照することもできます。

(注)

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※2)研究資金の契約手続きが円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認注させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

(注)行動規範及び研究倫理教育の実施の確認の際は、様式例を利用することが可能です。経済産業省ホームページ(上記と同じURL)に掲載しておりますので、併せてご参照ください。

## (2) 不正行為があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の重大性を考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者(論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者)に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

- ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 他府省等（※）を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。（※）「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。
- ⑤ 本事業の委託元である経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

## 2) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

(3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

## 1 7. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

### (1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者（当会および当会からの委託先事業者）は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代

えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等にあたる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

## （２）研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

### １）本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正使用等の重大性を考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～１０年間）
- ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）
- ④ 他府省等（※）を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。  
（※）「他府省等」は、経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。
- ⑤ 本事業の委託元である経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

### ２）他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、当省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

## （３）過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共

謀した研究者及び善管注意義務に違反した違反した研究者を含む。)は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(参考)

経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

経済産業省 産業技術環境局産業技術政策課 研究開発事業適正化推進係  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
TEL 03-3501-1773 / FAX 03-3501-7908  
E-mail [kenkyu-hotline@meti.go.jp](mailto:kenkyu-hotline@meti.go.jp)

## 18. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で委託契約を締結することになります。

なお、別添資料5として提示した委託契約書(案)に基づき、受託業務の実施に際し、経済産業省又は経済産業省の指名する専門家等による各種助言・調整等に従うことをご了承ください。また、委託業務の事務処理は、経済産業省が提示する最新の委託事業事務処理マニュアル

([http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html))

及び当会の指示に基づき実施していただきます。

## 19. その他の留意事項

- (1) 提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。
- (2) 応募者等が所有する特許権等を使用する場合は、提案書の中にその旨を明記してください。また、使用条件等について提案等がありましたら、併せて提案書の中に明記してください。
- (3) 経費の計上は、委託契約締結日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したもののみが対象となります。例外はありませんので、発注などを実施する際には十分ご注意ください。
- (4) 計上できる経費は以下の通りです。
  - I 人件費
  - II 事業費
    - 旅費、賃料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他の諸経費

### Ⅲ. 再委託費

\* 単独事業者による実施の場合には、再委託費は計上できません。

### Ⅳ. 一般管理費

\* 10%若しくは、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル」(平成24年4月)のp32~33の記載の計算式に従って算出された率のいずれか低い方とします。

備品購入は原則計上できません。会議費、謝金は相談事項になります。

外注費は、原則委託費総額の50%未満とします。

## 20. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは日本語とし、下記の電子メール、FAXにて受け付けます。

また、電話、来訪等による問い合わせには対応いたしません。

連絡先 (E-mail) : [iot@jbic.or.jp](mailto:iot@jbic.or.jp)

一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム 戦略企画本部

担当 : 川田・高嶋

電話 : 03-5531-8553

FAX : 03-5531-1560

なお、問い合わせは、原則として平成28年4月29日(金)以降は受け付けません。

## 別添資料

- (1) 実証事業の仕様
- (2) 提案書様式 (表紙、要約版、本文)
- (3) 研究経歴書
- (4) 提案書受理票
- (5) 委託契約書 (案)